

# ソフトウェア使用権許諾契約書

## お客様へのお願い

このたびは、弊社ソフトウェア製品をご購入いただき有難うございます。本製品は、お客様が本契約にご同意いただいた場合のみ、提供致します。本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）を充分にお読みください。本製品をインストール、複製、ダウンロード、または使用することによって、お客様は本契約書の全条項に同意されたものとします。

お客様は直ちにユーザー登録用WEBページ（FAWEB）でユーザー登録願います。なお無登録のお客様は、一切の技術サポート及びバージョン更新情報を受けられなくなりますので、ご注意ください。

お客様（以下「甲」といいます）と株式会社たけびし（以下「乙」といいます）は、ここに本契約を締結し、本契約の条項に基づき、乙は甲に対し乙が作成した本製品（以下「本ソフトウェア」といいます）の使用を許諾するものとします。なお、本ソフトウェアには、三菱電機株式会社、リネオソリューションズ株式会社、グループシティー株式会社（以下「権利者」といいます）が権利を有し、乙が権利者からの許諾のもとに甲に対し再使用許諾している製品が含まれている場合があります。また、本ソフトウェアにはオープンソースソフトウェア（以下「OSS」といいます）が含まれています。OSSには、該当するOSSライセンスの使用許諾条件が本契約に優先して適用されます。

## 第一条 使用許諾

本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。

乙は甲に対し、本契約の条項に基づいて本ソフトウェアを使用する非独占的かつ譲渡不能のソフトウェア使用権を許諾します。本ソフトウェアを一時的にメモリにロードしたり、ストレージにインストールしたりする場合、甲は本ソフトウェアを使用したものとみなされます。

甲が使用することを許諾された本ソフトウェアは、甲が所有するまたは貸与を受けている単一のデバイス（物理デバイスもしくは仮想デバイス）上で単一のアプリケーションインスタンスを実行することができます。ご購入頂いたソフトウェアの本数を超えて、本ソフトウェアを使用することはできません。

## 第二条 貸与・譲渡

甲は、当社からの許可を事前を得ることなしに、本ソフトウェアを貸与・譲渡することはできません。許諾された譲渡を行う前に、本ソフトウェアの譲受者は本契約の条項が譲渡及び本ソフトウェアの使用に適用されることに同意しなければなりません。

甲が、甲以外の第三者に本ソフトウェアの設定登録をさせた場合、甲が該当第三者を代理人として、甲自らが本契約書の全条項に同意されたものとみなされます。なお、甲から委託を受けて上記の設定登録を行う第三者は、設定登録に先立ち、甲に対して本項の定め及びその他本契約の内容を通知した上、設定登録を行わなければならないものとします。甲から委託を受けて上記の設定登録を行う第三者が上記通知を行わなかった場合、それが原因で甲が不利益、損害を被った場合においても、乙は一切の責任を負わないものとします。

## 第三条 解析・改変禁止

- 1 甲は、本ソフトウェアを解析・改変することはできず、あるいはその解析・改変を試みることはできません。
- 2 甲は、本ソフトウェアを紛失、または盗難にあわないように、かつ第三者により解析されないようにその保管につき最善の措置を講じなければなりません。

## 第四条 検査、交換

- 1 甲は、本ソフトウェア受領後直ちにその物理的障害の有無について検査を行うものとします。
- 2 甲が本ソフトウェアの読み取りエラー等物理的な障害を発見したときは、購入後1か月以内に限り、甲がソフトウェアを入手された取扱店に申し出て、本ソフトウェアの交換を要求することができます。

## 第五条 責任の範囲

- 1 本ソフトウェアと組み合わせて動作する他製品（OS、常駐ソフトウェア製品を含むが、これらに限定されない）に起因する使用または、使用不能から生じるいかなる他の損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失または、その他の金銭的損害を含むが、これらに限定されない）に関して、乙は一切の責任を負いません。
- 2 本ソフトウェアの品質及び機能が、甲の使用目的に適合することを保証するものではなく、また本契約に明示的に記載された以外、一切本ソフトウェアについて瑕疵担保負担責任および品質責任を負いません。本ソフトウェアの導入は甲の責任で行っていただき、本ソフトウェアの使用及びその結果についても同様です。

## 第六条 交換、バージョンアップ版の提供

乙により本ソフトウェアのバージョンアップ版がなされた場合には、甲のサポート保守サービス契約期間中に限り、本ソフトウェアのバージョンアップ版イメージファイルの交付を受けることにより、バージョンアップされたソフトウェアを使用することができます。

## 第七条 秘密保持

甲は、本契約期間中であるか本契約終了後であるかを問わず、本ソフトウェアから知得した情報その他本契約に関連して乙から入手した情報についてその秘密を厳守するものとし、第三者に一切の開示、漏洩または利用させることはできません。

## 第八条 契約の解除

- 1 甲が本契約の規定のいずれかに違反した場合、何らの通知を要さずして乙は直ちに本契約を解除できます。
- 2 次の場合には、本契約は終了するものとします。但し、乙の権利には影響を及ぼさないものとします。
  - (1) 甲が使用権を放棄した場合
  - (2) 本ソフトウェアを滅失・紛失するなどして、本ソフトウェアの存在を乙が確認できなくなった場合

## 第九条 権利の帰属

本ソフトウェア（複製物も含め）の使用権は甲に、著作権は乙に帰属します。

## 第十条 輸出規制

本ソフトウェアを輸出または再輸出する場合、甲は米国輸出法令及び日本国の定める外国為替及び外国貿易法等の輸出関連法令に従うものとします。なお、事前に乙から許可がない限り、本ソフトウェアを日本国外へ輸出あるいは再輸出してはならないものとします。

## 第十一条 準拠法及び合意管轄裁判所

本契約に定めのない事柄、または本契約条項について疑義の生じた場合は、甲乙誠意を以て協議の上決定するものとします。万一、甲及び乙は、本契約に関する訴訟の必要が生じた場合には、京都地方裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意します。

本契約及びこれに付随するすべての法律問題については、日本国法を準拠法として解釈されるものとします。